

ちば興銀UC法人カード会員規約及び
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項改定のお知らせ

2024年3月1日付で、ちば興銀UC法人カード会員規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀UC法人カード会員規約

改定前	改定後
<p>第10条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者のカード使用取消をすることができます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ)～(リ) (省略)</p> <p><新設></p>	<p>第10条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者のカード使用取消をすることができます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ)～(リ) (省略)</p> <p><u>(ハ)カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づき在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</u></p>

■<個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項>

改定前	改定後
<p>【問い合わせ・相談窓口等】</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社お客様相談室にご連絡ください。</p> <p>(表中「住所・電話番号等」以外は省略)</p>	<p>【問い合わせ・相談窓口等】</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社お客様相談室にご連絡ください。</p> <p>(表中「住所・電話番号等」以外は省略)</p>

<p style="text-align: center;">住所・電話番号等</p> <p>ちば興銀カードサービス株式会社 千葉県中央区中央4丁目17番3号 袖ヶ浦ビル3階 TEL. 043-224-0821 (月～金 土日祝日休み) 受付時間 9:00～17:00 URL https://www.cuccard.co.jp/ 関東財務局長 (5) 第 01462 号</p>	<p style="text-align: center;">住所・電話番号等</p> <p>ちば興銀カードサービス株式会社 千葉県中央区中央4丁目17番3号 袖ヶ浦ビル3階 TEL. 043-224-0821 (月～金 土日祝日休み) 受付時間 9:00～17:00 URL https://www.cuccard.co.jp/ 関東財務局長 (6) 第 01462 号</p>
---	---

以上